

令和元年 12 月 25 日

養父市議会議長 深 澤 巧 様

総務文教常任委員会

委員長 勝 地 貞 一

委員会審査報告書

令和元年 12 月 5 日及び 12 月 17 日、本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、養父市議会会議規則第 101 条の規定により報告します。

記

1 審査年月日

令和元年 12 月 6 日（金）、12 月 23 日（月）

2 審査結果

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第 114 号	まち・ひと・しごと・ふるさと養父市創生条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
議案第 115 号	養父市基金条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
議案第 123 号	まち・ひと・しごと・ふるさと養父市創生総合戦略の変更について	原案可決すべきもの
議案第 124 号	養父市教育大綱の策定について	原案可決すべきもの
議案第 129 号	養父市立山田風太郎記念館の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第 130 号	養父市都市公園ようか温水プール・健康支援施設の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
議案第 142 号	養父市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
議案第 143 号	養父市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
議案第 144 号	養父市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの

(別紙) 審査内容等報告書

(別紙)

審査内容等報告書

- 議案第 114 号 まち・ひと・しごと・ふるさと養父市創生条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 115 号 養父市基金条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 123 号 まち・ひと・しごと・ふるさと養父市創生総合戦略の変更について

【質疑】養父市創生条例の期間を、1年延長するのはなぜか。

【答弁】令和2年度に総合戦略と総合計画を一本化した基本構想を作成する。地方創生は絶え間なく切れ目のないよう展開していく必要があり、空白期間を作らないための措置である。

議案第 124 号 養父市教育大綱の策定について

【質疑】教育大綱の期間は、法律で定められていないのか。

【答弁】法律では期間の定めがなく、重点的な教育の理念として市長が定めるものである。

議案第 129 号 養父市立山田風太郎記念館の指定管理者の指定について

【質疑】関宮まちづくり協議会や関宮文化協会と連携を取るなど、地域との協力体制は確立できているのか。

【答弁】公民館を利用して風太郎祭を開催したり、土日限定のカフェを開催したりして地域の方に来ていただいている。また、2022年は風太郎生誕百年にあたる年で、関宮まちづくり協議会、関宮区、観光協会等と連携し、組織を立ち上げる予定である。

議案第 130 号 養父市都市公園ようか温水プール・健康支援施設の指定管理者の指定について

【質疑】ようか温水プールと健康支援施設を指定管理とするが、他の都市公園施設の管理計画はどうなっているのか。

【答弁】ようか温水プールと健康支援施設は、大規模修繕工事が終了したことにより、今回指定管理とした。八鹿総合体育館やテニスコート等についても改修工事を進め、令和5年度を目途に都市公園施設全体を包括した指定管理とする考えである。

【質疑】指定管理になることで、水泳の指導者は変わらないのか。

【答弁】今まで業務を委託していた事業者が指定管理者になるので、指導者は変わらず利用者と築いた関係性も維持できる。